

指定訪問看護運営規定

鳴門市医師会訪問看護ステーション

(趣旨)

第1条 この規定は、指定老人訪問看護の事業の人員および運営に関する基準（平成4年厚生省令第3号）第5条の規程に基づき、鳴門市医師会訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）が行う訪問看護事業（以下「訪問看護事業」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。当該事業所は、鳴門市撫養町南浜字東浜435番地に置く。

(訪問看護事業の目的及び運営方針)

第2条 訪問看護事業は、老人保健法（昭和57年法律第80号）第46条の5の2に規定する指定老人訪問看護及び健康保険法（大正11年法律70号）第88条に規定する指定訪問看護（以下「訪問看護」という。）を提供することにより、家庭での療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図るとともに、その生活の質の確保を図る事を目的とする。

ステーションは、地域との結びつきを重視し、他の保健、医療又は福祉サービスと密着な連携を図り、良質の訪問看護サービスを提供するものとする。

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第3条 ステーションに、次の職員を置く。

- | | | |
|-----|-------|------|
| (1) | 管理者 | 1名 |
| (2) | 保健師 | 0名 |
| (3) | 看護師 | 3名以上 |
| (4) | 准看護師 | 0名 |
| (5) | 理学療法士 | 1名以上 |
| (6) | 事務職員 | 1名 |

2 職員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、ステーションの運営にかかる事務を統括する。
- (2) 保健師及び看護師・准看護師は、訪問看護を実施し、その結果の記録及び報告を行う。
- (3) 事務職員は、ステーションの運営に係る事務及びサービス提供日の請求等の事務を行うものとする。

3 看護師等は、訪問看護の業務に従事するときは、身分証明書を常時携帯し、関係者から請求があった場合は、これを提示しなければならない。

(営業日及び営業時間)

第4条 営業日は次に掲げる日以外の日とする。

- (1) 土曜日・日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前2号に掲げる日を除く）

2 営業時間は平日の午前9時から午後5時30分までとする。

(訪問看護の提供方法及び内容及び利用料)

第5条 第3条第2項(1)から(2)までに定めるもの(以下「看護師等」という。)は、訪問看護を提供するにあたっては、主治医と密接な関係をはかるとともに、保健サービス及び福祉サービスを提供する担当者との連携を図るものとする。

2 訪問看護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 病状観察
- (2) 清拭及び洗髪
- (3) 褥瘡の処置
- (4) 体位の交換
- (5) カテーテル等の管理
- (6) リハビリテーション
- (7) 食事及び排泄の介助
- (8) 家族その他の介護者に対する指導等

3 訪問看護事業は、訪問看護の提供を受けているもの(以下「利用者」という。)ごとに訪問看護指示書に基づき訪問看護計画書を作成し、当該計画書により実施するものとする。

4 利用料は、厚生労働大臣の定める基準によるものとし、当該指定訪問看護が法定代理受領サービスである時は、利用者の介護保険負担割合証に記載の割合の額とし、利用者から徴収する。

その他利用料は、交通費を利用者負担とするが、当該ステーションのサービス提供地域は原則無料とする。ただし通常の事業の実施地域を越える場合は1回につき300円とする。

(事業の実施地域)

第6条 事業のサービス提供地域は、原則鳴門市とする。

(緊急時等の対応)

第7条 看護師等は、訪問看護中に利用者の病状に急変その他緊急の事態が生じた時は、直ちに主治医に連絡し主治医の指示に基づき必要な措置を講じ、主治医への連絡が困難な場合には救急搬送等の必要な処置を講じなければならない。

2 看護師等は、前項の処置を講じた場合には、管理者に速やかに報告しなければならない。

3 賠償責任保険に加入しなければならない。

(その他運営に関する事項)

第8条 この規程に定めるもののほか、訪問看護事業の運営に関し必要な事項は、鳴門市医師会が定める。

(虐待防止、利用者の人権保護)

第9条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、次の通り必要な措置を講じることとする。

- 2 虐待の防止に関する責任者の選定を行う。
- 3 事業者は虐待の防止を啓発・普及するための研修を定期的に行い、研修を通じて人権意識の向上や知識・技術の向上に努める。
- 4 個別支援計画書の作成等適切な支援の実施に努める。
- 5 支援にあたる従業員の悩みや苦勞を相談できる体制を整備するほか、従業員が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努める。
- 6 虐待防止のための対策を検討する委員会を年一回定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底する。

(衛生管理等)

第10条 事業所において感染症又は食中毒の発生、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じることとする。

- 2 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 3 従業員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修ならびに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的を実施する。
- 4 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を年二回開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底する。
- 5 上記のほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこととする。

(業務継続計画)

第11条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施、及び非常時の体制において、早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じることとする。

- 2 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を年一回実施する。
- 3 業務継続計画の見直しを定期的に行い、必要に応じて変更を行う。

附則

この規定は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

平成 12 年 3 月 1 日制定

平成 15 年 8 月 1 日改定

平成 21 年 1 月 1 日改定

令和 2 年 1 月 1 日改定

令和 6 年 2 月 1 日改定

指定訪問看護運営規定

令和 6 年 2 月 1 日改定

改定前	改定後
<p>(従業者の職種、員数及び職務の内容)</p> <p>第 3 条 ステーションに次の職員を置く。</p> <p>(1) 管 理 者 1 名</p> <p>(2) 保 健 婦 0 名</p> <p>(3) <u>看 護 師 3 名</u></p> <p>(4) 准 看 護 師 0 名</p> <p>(5) <u>事 務 員 0 名</u></p> <p>(6) <u>理学療法士 2 名</u></p>	<p>(従業者の職種、員数及び職務の内容)</p> <p>第 3 条 ステーションに次の職員を置く。</p> <p>(1) 管 理 者 1 名</p> <p>(2) 保 健 師 0 名</p> <p>(3) <u>看 護 師 3 名以上</u></p> <p>(4) 准 看 護 師 0 名</p> <p>(5) <u>理学療法士 1 名以上</u></p> <p>(6) <u>事 務 員 1 名</u></p>